

S28.4.2 以降生れの者の年金

(老齢厚生年金の繰上げ)

H〇〇.〇△.□□

【課題・〇〇】 <繰り上げ/繰り下げ>

1. <〇〇年金塾・資料 24-1> 「生年月日と65歳前 受給の形態 モデル図」で下記確認のこと
S16.4.2生～、及び S28.4.2生～ (&S36.4.2生～) で、老齢厚生年金の受給開始時の形態が変わっている
2. このことと、私達の業務・実務上の関係・留意事項は、受給年金額の他に”繰上げ”の形態がここで変わる(端境になっている)ことです
S16.4.2生～、S28.4.2生～とゴロ合わせで暗記されることをお勧めします
3. 繰上げ(繰下げ)については、【課題・54】・【課題・55】 H22.7.2 & 8.21 に扱いました
 基本の【課題・54】及び【課題・55】の要旨を以下に再掲しますので再度、確認して下さい

【課題・54】

1. 支給の”繰下げ”とは、本来65歳から支給開始のものを、66歳～70歳の間の時期から支給開始のように遅くすること、”繰上げ”とは本来65歳からのものを60歳～64歳の間の早い時期からもらい始めるものである
2. 故に、65歳前のいわゆる”特別支給の老齢厚生年金”は、繰下げ、繰上げとも出来ない
3. 支給の繰下げは”申出”であるが、繰上げは”請求”である
(国年第28条・厚年第44条の3、及び国年附第9条の2・厚年附第7条の3 他)
4. 繰上げ(早くから受給)は減額に、繰下げ(遅らせる)は増額になる

◆ 繰上げの減額率

	～ S16.4.1生	S16.4.2 生～
60歳～	58% (-42%)	70% (-30%)
61歳～	65% (-35%)	76% (-24%)
62歳～	72% (-28%)	82% (-18%)
63歳～	80% (-20%)	88% (-12%)
64歳～	89% (-11%)	94% (-6%)
65歳～	100% (-0%)	100% (-0%)

◆ S16.4.2生～
0.5%/月 (6%/年)

◆ 繰下げの増額率

	～ S16.4.1生	S16.4.2 生～
65歳～	100% (+0%)	100% (+0%)
66歳～	112% (+12%)	108.4% (+8.4%)
67歳～	126% (+26%)	116.8% (+16.8%)
68歳～	143% (+43%)	125.2% (+25.2%)
69歳～	164% (+64%)	133.6% (+33.6%)
70歳～	188% (+88%)	142% (+42%)

◆ S16.4.2生～
0.7%/月 (8.4%/年)

5. 上4. から H16.4.2生～の者は、繰上げ減額率、繰下げ増額率とも定率なので、何歳から受給を開始しても、繰上げは受給開始後 200月、繰下げは開始後 143月後に本来受給に追いつかれる(追いつく)

【課題・54-3】 国年、厚年の支給の繰上げの概要

1. 公的年金の繰上げ支給に関する基本的な考え方は、年金受給年齢が65歳に規定されていること、他方、定年退職年齢は60歳が多数を占めるので、この間の収入の確保・生活の安定を図る方策として認められている、と考える。(と、理解し易い。/私見)
2. 上記1.の考えによれば、
 - ◆ 国民年金(老齢基礎年金)は、当初から65歳支給なので、全出生年代繰上げが可能
 - ◆ 厚生年金(老齢厚生年金)は、60歳から支給が、H6年改正法によりS16.4.2生れ以降世代から定額部分の支給開始が順次65歳になり、更にH12年改正法でS28.4.2.生れの者から報酬比例部分の支給開始年齢が順次65歳に引き上げられることになった。故に、S28.4.1.以前生れの者は、60歳から老齢の年金を受給できるので、”厚生年金の繰上げは不可”で、S28.4.2.以降生れの者から”繰上げが可能”になった(塾・資料H24-1)
3. 蛇足になりますが、タイプⅡの年代の繰上げに関して、種々解説・コメントがありますがこれらは全て、基礎年金を繰り上げた場合の特老厚(厚生年金)の影響に関するものです(タイプⅡの年代は厚生年金の繰上げは出来ませんので!!)

【課題・54-4】 国民年金(老齢基礎年金)の繰上げ

1. 老齢基礎年金の支給繰上げ(原則) …… (国附第9条の2)
 - ◆ 60歳以上65歳未満の者は、65歳前に老齢基礎年金の繰上げの請求ができる<S16.4.1以前生れの者> …… (H6附第7条1,2)
 - ★ 国民年金の被保険者は、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求ができない
 - ★ 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている者が国民年金の被保険者の間は、老齢基礎年金の支給が停止される

【課題・54-5】 国民年金を繰上げた場合の特老厚への影響

1. S16.4.1以前生れの者 …… (H6附第24条2)
 - ◆ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、繰上げ支給の老齢基礎年金を受給すると、特別支給の老齢基礎年金は全額支給停止になる …… タイプ・Ⅰ
 - ★ 故に、厚年被保険者期間の長い者は、国年繰上げのメリットがない!!
2. 老齢厚生年金の受給権者に係る老齢基礎年金の繰上げの特例 …… (H6改附第27条)
 - ◆ S16.4.2～S24.4.1(男子。女子はS21.4.2～S29.4.1)生で、特例年齢前(定額もらえない)の者は、老齢基礎年金の一部繰上げを請求できる …… タイプ・Ⅱ
 - ★ タイプ・Ⅱは、特例年齢前は全部/一部の選択可能、特年後は全部繰上げのみ
3. 老齢厚生年金の繰上げ請求ができる者に係る老齢基礎年金の繰上げの特例 …… (厚附13条の5)
 - ◆ S28.4.2～S36.4.1(男子。女子はS33.4.2～S41.4.1)生で、報酬比例相当を受給前の年齢で、かつ障害、船・坑15年以上、又は44年加入(長期)の者は、老齢基礎年金の一部繰上げを請求できる …… タイプ・Ⅳ
 - ★ (報酬比例+定額)を受給できる者。この場合は一部繰上げのみ可能、全部は不可

【課題・54-6】 厚生年金の繰上げ

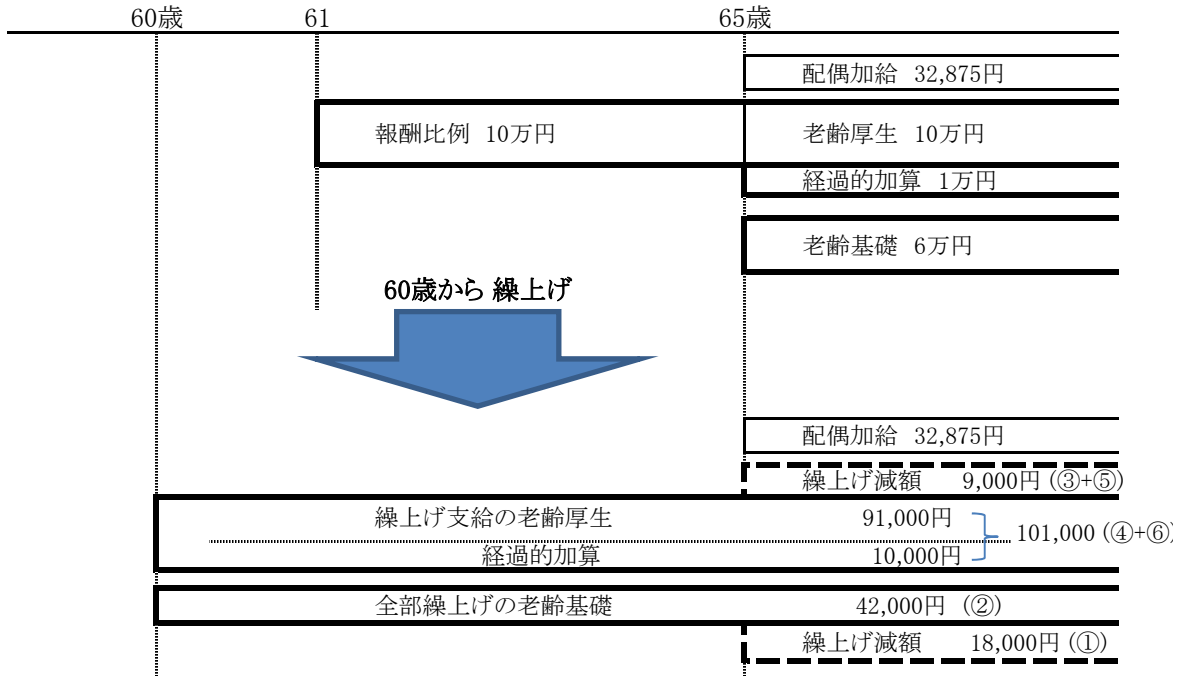
1. 老齢厚生年金の支給繰上げ(原則) …… (厚附第7条の3) …… タイプ・Ⅴ
 - ◆ S36.4.2～生れで、60歳以上65歳未満の者は、65歳前に老齢厚生年金の繰上げの請求ができる
 - ★ 厚年の繰上げ(原則)は、タイプ・Ⅴのみ(65歳前に年金がない世代!!)
 - ★ 老齢厚生年金の繰上げは、老齢基礎年金の繰上げと同時に請求する
2. 老齢厚生年金の支給繰上げの特例 …… (厚附第13条の4) …… タイプ・Ⅳ
 - ◆ S28.4.2～S36.4.1(男子。女子はS33.4.2～S41.4.1)生で、報酬比例相当を受給前の年齢の者は、老齢厚生年金の支給の繰上げを請求できる
 - ★ 特例として、タイプ・Ⅳ(65歳前に報酬比例がない年齢!!)

【課題・〇〇-2】 <S28.4.2 以降生れ>

1. 現在（～H24年度まで）老齢厚生年金の繰上げ受給ができる年代は有りません！！
 厚年法上の支給繰上げは、S36.4.2～生(タイプV)ですが、特例でS28.4.2～生(タイプIV)も可能です 【課題・54-6】 参照

2. S28.4.2生・男 繰上げ受給 の 説明モデル図

報酬比例部分の年金 10万円/月、老齢基礎年金 6万円/月、経過的加算 1万円/月、配偶者加給 32,875円/月(394,500/12) とし、60歳から繰上げ とする



3. 繰上げ受給額の計算、考え方

- ◆ 配偶者加給年金は、繰上げても 65歳から同額 (減額されず) 支給される
 これ以外は、60歳後 (繰上げ) の金額は 65歳でも変わらず、終身同額 が続く
- ◆ 老齢基礎年金 の 繰上げ減額
 老基は、制度上 も 財源的にも 65歳から受給を 60歳から5年早くもらい始める。故に -30% になる
 - ・繰上げ減額 : 6万円 × 0.3 = 18,000円 …… ①
 - ・受給額 : 6万円 × (1-0.3) = 42,000円 …… ②
- ◆ 経過的加算 の 繰上げ減額
 経過的加算も 老齢基礎年金と同様に、65歳 ⇒ 60歳 なので -30% になる
 - ・繰上げ減額 : 1万円 × 0.3 = 3,000円 …… ③
 - ・受給額 : 1万円 × (1-0.3) = 7,000円 …… ④
- ◆ 老齢厚生年金 の 繰上げ減額
 老齢厚生年金は、制度上は 65歳から受給であるが、財源的には 61～64歳までの分もあるので、額計算としては 61歳 ⇒ 60歳と 1年早めたことになる。故に -6% で均衡がとれる (とも考えられる)
 - ・繰上げ減額 : 10万円 × 0.06 = 6,000円 …… ⑤
 - ・受給額 : 10万円 × (1-0.06) = 94,000円 …… ⑥

繰り上げによる減額 : ① + ③ + ⑤
 繰上後受給額 : ② + ④ + ⑥

★ タイプII に比べると、すっきり・理解しやすくなっています
 (【課題・55】の内容と比較してください)

下記は、【課題・55】の再掲です。全部繰上げ・一部繰上げ、3. 5. の【解答・計算のポイント】に特に注目して比較して下さい

【課題・55】

(2/8)P ~は、【課題・55】・Wさん ((49-W)さんに同一) の「年金見込額照会回答票」の類です
次の内容を確認、計算して下さい

1. (2/)~(4/)P から、Wさんが 60歳、63歳、65歳 時の年金額 (繰上げ/繰下げしない、本来額) 53,100円、152,200円、及び 949,000円 を計算で出して下さい
尚、ご主人は老齢厚生年金を受給中で、配偶者加給年金が加算されており、65歳以降は、(55-W)さんに 振替加算 が加わります

2. (55-W)さんは、S25.10月生れなので、【課題54-3】タイプ・II の世代で、63歳前なら老齢基礎年金 の 全部繰上げ又は一部繰上げ を選択して請求することができます

3. (55-W)さんが 60歳時点で、“基礎年金の全部繰上げ” を請求したとして、60歳、63歳及び 65歳時点の年金額 600,800円、632,200円、714,200円 を計算で出して下さい

【解答・計算 のポイント】

- ① 繰上げは “基礎年金” なので、老齢基礎と付加年金 は60歳から、繰上げ・減額支給される
- ② 報酬比例年金(65歳前)、老齢厚生年金(65歳以降) には、影響を与えない
- ③ 定額部分は、差額加算部分は支給されるが、基礎年金相当部分は支給が停止される
- ④ 減額率は、65歳⇒60歳なので 5年間分 -30% (×0.7) になる

4. (55-W)さんが 60歳時点で、“基礎年金の一部繰上げ” をすると、60歳からの 421,300円が 64歳前まで続き 65歳から 808,100円 になります (63歳で額が変わりません !!)
下記、(7/)P、(9~14)P・パンフ (S16.4.2以後に生まれた人の「老基と老厚の仕組みについて」) 及び 15P (サンライフ企画) を参考にしてこの金額を計算で出して下さい

【解答・考え方 のポイント】

- ① 繰上げは “基礎年金” なので、老齢厚生年金 (報酬比例) には、影響を与えない
- ② “一部繰上げ” なので、65歳からの 基礎年金と付加年金の一部を繰上げて 60歳から受給し、繰上げない残りの部分は65歳から受給する、二つに分かれます
- ③ 繰り上げて 60歳から受給する部分は減額になるが、残った65歳からの部分は減額されない
- ④ 一部繰上げの “一部” とは、65歳前の定額部分の比率 (1-定額受給比率) と合致しています

5. 上記、1. 3. 4. 3つの受給方法により受給額は 60歳、63歳、65歳以降 でどうなるか、経時で図示し、額の変化、違いを比べて下さい

6. (8/)P、上・5. 及び 下記①.② から 65歳までの受給年金総額、及び 70歳~85歳までの受給総額を、3つの受給法毎に計算・比較し、5歳毎の年齢でどの受給法の累計額が最大になっているか? を確認して下さい

- ① 65歳までの累計額は 全部繰上げ > 一部繰上げ > 本来受給 になっている
- ② 65歳以降の受給額は 全部繰上げ < 一部繰上げ < 本来受給 になっている

7. 結論として、タイプ・II 世代 で、
厚年期間の長い者の繰上げは 一部繰上げが適しており 全部繰上げは デメリット になることを 体感して下さい !!

S28.4.2 以降生れの年金・事例

(老齢厚生年金の繰上げ)

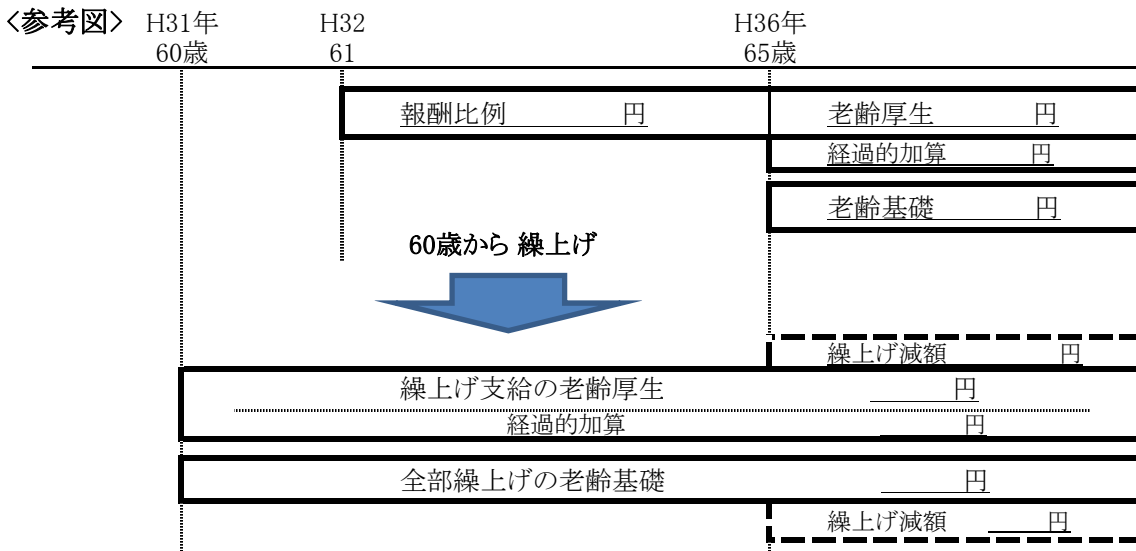
H〇〇.〇△.□□

【課題・〇〇】 <S28.4.2～繰り上げ事例・女>

1. 添付 (P.2) ～は、S34.10.●●生・女性の、「〇〇見込額照会回答票」等です
この方は、報酬比例の受給が 61歳から (S28.4.2・男に同じ) であることを<年金塾・資料 24-1>で確認して下さい
2. (P.2) から、65歳からの老齢厚生年金 (61歳～の報酬比例も同額) は 373,718円、差額加算(経過的加算) は 29,792円 であることを確認して下さい
3. (P.2) 右側中段部分、全額免除の9月、15月の2行表示 (←部分) は、国庫負担が 1/3の期間 (～H21.3) が 9月、1/2の期間 (H21.4～) が 15月 の意味です
このことと、右側上段・1号納付 124月、厚年加入期間の内 国年第 2号期間を 321月として、老齢基礎年金額が 748,600円 になることを計算で確認して下さい。<資料 24-2>も参照
更に、この金額は、(H36.11 の年金見込み額) 1,152,100 - (基本年金額) 403,500 であることも確認して下さい
4. 上記3. の H21.3月以前の全額免除 9月の内 2月分を後納し、1号納付 126月、全額免除の月数を 7月及び 15月にしたら 基礎年金額は いくらになりますか。計算で出して下さい

【課題・〇〇-2】 <図示してイメージを造る>

【課題・99】の金額(本来受給額)及び60歳から繰上げ受給した場合の金額を【課題・98-2】を参考に図示してください (尚、基礎年金額は上記4. の金額 を使用して下さい)



- ◆ 老齢基礎年金の繰上げ減額分の計算
- ◆ 老齢厚生年金の繰上げ減額分の計算

【課題・〇〇-3】 <免除を含め 480月超の場合>

(P.4) は、免除期間等を含めた加入期間が 480月を超えた場合の計算の例として、【課題・24】 H21.11.26 を再掲しますので、各人で計算、確認して下さい

S28.4.2 以降生れの年金・事例

(老齢厚生年金の繰上げ)

(解答編)

H〇〇.〇〇.□□

【解答・〇〇】

3. 基礎年金の対象となる被保険者期間の月数と金額

◆(第1号) + (第2号) + (免除・1/3) + (免除・1/2)

$$(124月) + (321月) + (9月/3) + (15月/2) = 445 + 10.5 = 455.5(月)$$

◆老齢基礎年金額

$$788,900 \times (455.5/480) = 748,633 \approx 748,600 \text{ 円}$$

4. 基礎年金の対象となる被保険者期間の月数と金額

◆(第1号) + (第2号) + (免除・1/3) + (免除・1/2)

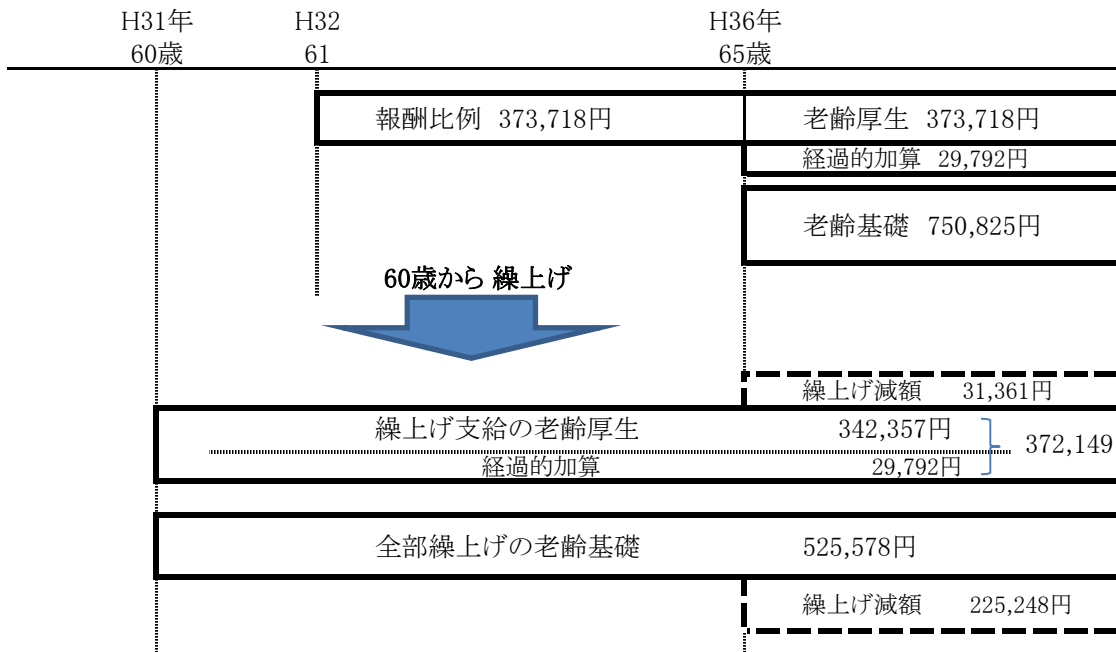
$$(126月) + (321月) + (7月/3) + (15月/2) = 447 + 9.83333 = 456.8333(月)$$

◆老齢基礎年金額

$$788,900 \times (456.8333/480) = 750,824.5 \approx 750,825 \text{ 円}$$

【解答・〇〇-2】

<S28.4.2～繰り上げ事例・女>



◆ 老齢基礎年金の繰上げ減額分

$$373,718 \times 0.06 + 29,792 \times 0.3 = 22,423 + 8,938 = 31,361$$

◆ 老齢厚生年金の繰上げ減額分

$$750,825 \times 0.3 = 225,248$$